

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月29日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 青 山 昇 武

第1 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- (6) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課（中央保健センターほか9センター）、地域医療推進室）

- (8) 商工観光部（商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (10) 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- (11) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- (12) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 上下水道事業管理室
- (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
- (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
- (25) 消防本部（消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- (26) 会計管理室
- (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館（津図書館ほか8館2室））

- (29) 選挙管理委員会事務局
- (30) 監査事務局
- (31) 農業委員会事務局
- 2 市立保育所
 - (1) 観音寺保育園
 - (2) 相愛保育園
 - (3) 中央保育園
 - (4) 千里ヶ丘保育園
 - (5) 上野保育園
- 3 市立学校・市立幼稚園
 - (1) 市立小学校
 - ア 養正小学校
 - イ 修成小学校
 - ウ 高茶屋小学校あすなろ分校
 - エ 栗真小学校国児分校
 - オ 西が丘小学校
 - カ 長野小学校
 - キ 高宮小学校
 - (2) 市立中学校
 - ア 南郊中学校あすなろ分校
 - イ 一身田中学校国児分校
 - (3) 市立幼稚園
 - ア 修成幼稚園
 - イ 敬和幼稚園
 - ウ 千里ヶ丘幼稚園

第2 監査の対象年度及び事項

原則として平成27年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成26年度以前のもを対象を含めた。

第3 監査事務の引継ぎ

当該報告の決定については、議員のうちから選任された監査委員の倉田

寛次がその合議に関与したものであるが、平成28年2月17日付けで退任し、同月18日付けで新たに議員のうちから選任された監査委員の青山昇武が当該報告を提出することについて、事務を引き継いだ。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成27年9月15日から平成28年2月4日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課）

同課の職員は、津市スポーツ少年団の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、自主・自立の促進を図るという観点も踏まえ、当該団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まされたい。

2 健康福祉部（福祉政策課）

津市西部市民センター及び津市北部市民センターにおいて、指定管理者である津市社会福祉事業団に、設立時における協議により、施設の備品の多くが譲渡され現在に至っているが、今後指定管理者の変更等も考えられることから、津市社会福祉事業団と調整の上、当該施設の運営に支障が生じないよう見直しされたい。

3 商工観光部（商業振興労政課）

駐車場事業会計において、平成27年度に1,800万円分に相当する枚数の回数駐車券を印刷し、当該会計の監査を実施した平成27年11月末現在、約1,400万円分にあたる枚数を保有している。これは印刷経費の削減を図ろうとしたものであるが、回数駐車券には金銭的価値があり、盗難等のリスクがあることや、駐車場の料金体系や料金システムの変更が行われれば、回数駐車券が使用不能となる可能性もあると考えられることから、回数駐車券の計画的な印刷や、適正な在庫管理に努められたい。

4 教育委員会事務局

(1) 久居教育事務所

久居中学校の土地の一部について、所有権移転登記が未了となっていることから、所有者の特定等、事実関係を確認の上、速やかに処理されたい。

(2) 白山教育事務所

白山中学校の土地の一部について、所有権移転登記が未了となっていることから、所有者の特定等、事実関係を確認の上、速やかに処理されたい。

第7 監査意見

平成27年2月24日付け監査結果報告で時間外勤務・休日勤務の縮減に取り組まれるよう意見したところであるが、今回の監査においても時間外勤務等が増加している所属や、恒常的に時間外勤務等を行っている所属が見受けられた。公務能率の維持確保は当然のことながら、特に職員の健康管理の観点から、各所属においては、時間外勤務等の縮減に主体的に取り組まれるよう、重ねて意見するものである。